

「平成16年度包括外部監査結果報告書」（過年度指摘事項について）の概要について

1 外部監査の概要

(1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに広島市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

過年度指摘事項について

(3) 監査対象期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

ただし、必要と認めた範囲において平成16年度分についても一部監査の対象としました。

(4) 外部監査実施期間

平成16年12月1日から平成17年1月18日まで

なお、平成16年4月1日から平成16年11月30日までは、事件の選定を行うとともに、補助者の選定を行いました。

2 監査実施の概要

(1) 事件選定理由及び監査の視点

外部監査は、監査報告書が提出され、公表されることにより終わるものではなく、法的には地方自治法第252条の38第6項において、監査結果の報告（指摘事項）の提出を受けた長、行政委員会又はその委員は、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員はこの通知事項を公表しなければならないと規定しております。

監査結果の報告（指摘事項）の提出を受けた長、行政委員会又はその委員は、指摘された点について原因を究明し、対応措置を講じるなどして実際の行政に活かして初めて、有効に機能するものです。

このような状況の中、過年度の指摘事項の措置状況を確認し、未措置の指摘事項についてどのような取扱いになっているかを確かめることは、財務に関する事務が適正に執行されているか監査することに有用であると判断し、監査実施テーマとして選定いたしました。

なお、指摘事項については指摘してからの経過期間を考慮して、過去2年間監査テーマとして選定したもののうち平成14年度の「環境局の業務・施設調査委託」、「道路交通事業に係る事務の執行状況」を対象としました。

監査の視点としては以下の視点で監査を実施しました。

ア 指摘された事項については、対応措置が講じられているか。

イ 意見については、どのような検討が行われているか。

(2) 主な監査手続

ア 監査の対象となった局・部・課から、「結果に対する措置内容」、「意見に対する対応状況報告書」を入手し、内容を吟味する。

イ 必要と認めた場合は、対象局・部・課にヒアリングを行う。

3 措置等の進ちょく状況の概要

「環境局の業務・施設調査委託」、「道路交通事業に係る事務の執行状況」それぞれの監査の結果及び意見に対する措置・対応の進ちょく状況は以下のとおりです。なお、○は措置・対応済みの事項です。

(1) 環境局の業務・施設調査委託

ア 監査の結果に対する措置の進ちょく状況

結 果 の 要 旨		公表日	備考
1	ごみ処分施設の業務委託・建設請負		
	(1) 中工場新築空調設備工事について	H15.12.5	○
	(2) 出島処理場浄化受入槽（A）補修工事について	H15.12.5	○

イ 監査の意見に対する対応の進ちょく状況

意 見 の 要 旨		備考
1	ごみ収集業務等委託	
	(1) 家庭ごみ収集業務委託	
	ア 家庭ごみ収集運搬業務に関する委託業者数について	△
	イ 指名業者選考資料について	○
	ウ 設計金額について	○
	エ 普通ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ）における直営コストと委託コストについて	△
	オ 個別業務について	
	（ア） ペットボトル選別等業務について	○
	（イ） 資源ごみ収集運搬業務について（安芸地区、安佐南区、西区）	○
	(2) ごみ処理施設管理等業務委託等	
	ア 廃乾電池等の処分業務について	○
	イ 安佐北区町内清掃ごみ等収集運搬等について	○
2	ごみ処分施設の業務委託・建設請負	
	(1) ごみ焼却工場の委託業務	
	ア 南工場、安佐南工場の可燃ごみ焼却委託について	△
	イ 南工場の焼却灰埋立処分業務について	○
	(2) 出島処理場の委託業務	
	ア プラント運転管理業務について	△
	(3) 新中工場建設工事請負業務	
	ア 中工場新築空調設備工事について	○
	(4) その他	

意 見 の 要 旨			備 考
	ア	大谷埋立地建設事務所の賃貸借契約について	○
	イ	伺書の記入について	○
	ウ	出島処理場浄化貯留槽（B）補修工事について	○
	エ	西環境事業所屋上防水改修工事について	○
	オ	西環境事業所屋上防水改修配管設備工事について	○
	カ	溶融スラグ試験製造に係る委託業務について	○
3	し尿収集業務委託		
	(1)	委託契約書について	○
4	環境局に関するコンピュータシステム		
	(1)	個人所有のパソコン使用について	○
5	財団法人広島市環境事業公社		
	(1)	存続意義	
	ア	主要事業についての考察	
		(ア) し尿収集運搬業務	△
		(イ) ごみ収集運搬業務	△
		(ウ) 玖谷埋立地埋立処分等業務	△
	イ	総合的考察	
		公社のあり方及び業務範囲の見直しについて	△
	(2)	会計処理等	
	ア	退職給与引当金について	△
	イ	賞与引当金について	△
	ウ	重要な会計方針等の注記について	○
	エ	その他の事項	
		(ア) 現金実査について	○
		(イ) 請求書の日付について	○
	(3)	契約関係その他	
	ア	予定価格について	○

ウ 進ちょく状況の説明

監査の結果として指摘した2件はすべて措置されています。

監査の意見として報告した30件のうち、20件は対応済みであり、10件は検討中です。

(2) 道路交通事業に係る事務の執行状況

ア 監査の結果に対する措置の進ちょく状況

結 果 の 要 旨			公表日	備 考
1	道路交通局			
	(1)	用地買収事務の執行状況		
	ア	代替地の管理状況		
		(ア) 視察結果報告書の作成	H16.5.14	○
2	広島高速道路公社			
	(1)	事業資産以外の会計処理基準と財務諸表項目の状況		
	ア	支払利息の規定どおりの計上	H15.12.5	○
	イ	退職給与引当金の計算規定の見直し	H15.12.5	○
	ウ	減価償却費（事業資産以外）の規定の見直し		
		(ア) 減価償却の開始時期	H15.12.5	○
		(イ) 調査費の償却開始時期	H15.12.5	○
	エ	敷金の会計処理の誤り	H15.12.5	○
	オ	長期借入金と短期借入金の区分表示	H15.12.5	○

イ 監査の意見に対する対応の進ちょく状況

意 見 の 要 旨		備 考
1	道路交通局	
(1)	予算管理の状況	
	ア 予算流用申請書における予算流用理由の記載方法	○
	イ 路線別事業費の公開方法	／
(2)	道路計画立案過程、進ちょく管理	
	ア 事業計画と実績の比較、評価、公表制度の創設	／
(3)	用地買収事務の執行状況	
	ア 複数年度にわたる事業用土地の管理	○
	イ 長期未利用土地の管理のための取得年月日情報の把握	○
	ウ 代替地として機能しない土地の処分	○
	エ 代替地の有効利用	○
(4)	契約事務の執行状況	
	ア 必要な路線に重点的な予算配分	○
	イ 着工前の土地所有権の移転	○
	ウ 予算繰越制度	○
(5)	道路台帳の整備状況	
	ア 道路台帳の網羅的な更新を担保する制度	○
(6)	道路交通事業に関するコンピュータシステム	
	ア 個人所有のパソコン使用について	○
	イ I Pアドレスの利用監視について	／
2	広島高速道路公社	
(1)	交通量推計の方法	
	ア 交通量推計の精度向上と客観性確保	／
	イ 計画交通量と実績交通量の比較検討	○
(2)	道路整備費用の状況	
	ア 有料道路整備費用と合併施行による一般道路整備費用とを合わせた公表	／
(3)	債務の償還可能性	
	ア 余剰資金が生じない償還計画	／
	イ 債務の償還計画（収入・支出）と実績の差異原因の明確化	○
	ウ 償還計画の定期的な見直し	／
(4)	事業資産（道路、道路建設仮勘定）の会計処理の状況	
	ア 事業資産の内訳の注記	○
(5)	事業資産以外の会計処理基準と財務諸表項目の状況	
	ア 回収に長期間を要している未収入金	／
	イ 特別転貸債（地方公共団体借入）の計上時期	○
	ウ 借入金の残高証明書の定期的・網羅的な入手	○
(6)	契約事務の執行状況	
	ア 継続的業務の随意契約	○
(7)	広島高速道路公社に関するコンピュータシステム	
	ア 土木積算システムの I D、パスワード運用について	○

ウ 進ちょく状況の説明

監査の結果として指摘した7件はすべて措置されています。

監査の意見として報告した25件のうち、17件は対応済みであり、8件は検討中です。

4 監査結果の概要

監査の結果として取り上げるべき事項はありません。

5 意見の概要

(1) 環境局の業務・施設調査委託について

対応・検討状況全体については、重要な監査の意見に対する対応・検討について時間がかかっています。

確かに重要な監査の意見については関係部署、利害関係者等との協議が必要であったり、慎重に対応せざるを得ないため時間がかかるのは理解できますが、特に直営及び財団法人広島市環境事業公社で行っている家庭ごみ収集運搬業務の外部委託化の推進、またそれに伴う委託業者数の増加等については、広島市の財政状況が逼迫していることを鑑みると非常に重要な事項であり、コスト削減等の観点から早急に対応する必要があると考えます。

(2) 道路交通事業に係る事務の執行状況について

対応・検討状況全体については、重要な監査の意見に対する対応・検討について時間がかかっています。

確かに重要な監査の意見については関係部署、利害関係者等との協議が必要であったり、慎重に対応せざるを得ないため時間がかかるのは理解できますが、特に広島高速道路公社の整備計画の見直しについては、将来的に有料道路事業の適正な経営が図れるよう見直し案の取りまとめを早急に行い、変更に必要な諸手続を進めていくべきと考えます。

また、庁内LANシステムへの不正接続監視などの技術的対策については、同システムの更新時期に合わせて対応するということですが、同システムは住民サービスに直結する重要なインフラであることから、更新は遅くとも平成19年10月には実施すべきだと考えます。